

令和7年度
ひょうご

農福 チャレンジ コンテスト

参加事業所
募集！



ひょうご農福チャレンジコンテストとは

障害福祉サービス事業所でこれまでに実施している特色ある農福連携の取り組みや、実施しようとしている農福連携の事業アイデアを募集し、コンテストを通じて専門家等のアドバイスを得ることで、各地の農福連携プランの事業化及び既存事業のブラッシュアップを図る。また、コンテストでは農福連携の関心のある事業所等へ広く参加を呼びかけ、好事例の他地域への展開等を進めることを目的としています。

参加条件

兵庫県内の障害福祉サービス事業所であること。

(就労継続支援B型・A型事業所、工賃向上に取り組む生活介護事業所・地域活動支援センター)

*その他の参加条件等は別紙の募集要綱からご確認ください。

募集要綱・応募方法等について

令和7年度「ひょうご農福チャレンジコンテスト」募集要綱をご確認いただき、エントリーシートに記入のうえ、お申し込みください。募集要綱・エントリーシートは下記QRコードのリンク先よりダウンロードが可能です。

応募締切

令和8年2月20日(金)まで

応募先・お問い合わせ先

ひょうご農福チャレンジコンテスト 事務局
(NPO法人兵庫セルフセンター)

651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1-6階

TEL:078-414-7311 Mail:contact@hyogo-selp.jp



令和7年度「ひょうご農福チャレンジコンテスト」 募集要綱

1 趣旨

農福連携を兵庫県全域で広く展開し、各地域において農業サイドと福祉サイドが協働し、地域課題等を解決するような農福連携の取り組みを定着させて行くためには、各地域の取り組み事例や事業アイデアを共有し、他地域へ展開して行くことが重要である。

このため、障害福祉サービス事業所でこれまでに実施している特色ある農福連携の取り組みや、実施しようとしている農福連携の事業アイデアを募集し、コンテストを通じて専門家等のアドバイスをすることで、各地の農福連携プランの事業化及び既存事業のブラッシュアップを図る。また、コンテストでは農福連携の関心のある事業所等へ広く参加を呼びかけ、好事例の他地域への展開等を進めることを目的とする。

2 主催 兵庫県

3 事務局 NPO法人兵庫セルフセンター

4 募集の対象

兵庫県内の障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」）が実施する、もしくは実施しようと検討している下記1・2・3のいずれかに該当する事業、プラン・アイデア等。

1	事業所がこれまでに実施している特色ある農福連携の取り組み	例) 農産物の栽培・加工、農作業を受託する取り組み等
2	事業所がこれまでに実施している事業を基にして取り組もうとしている農福連携の事業プラン・アイデア	例) お菓子づくりをしている事業所が地域農家と連携し、道の駅等で販売する地域土産を開発する取り組み等
3	事業所が新たに取り組もうとしている農福連携の事業プラン・アイデア	例) 内職作業中心の事業所が、近隣の耕作放棄地を活用し、農産物の生産販売と体験農園の展開など、SDGsに資する取り組み等

5 全体フロー

(1) コンテストへの応募

実施要綱を確認のうえ、指定のエントリーシートより応募。

(2) 一次審査

(3) 審査会（コンテスト）

プレゼンテーション、審査委員の質疑・審査を経て一定の基準に達した事業所を表彰。

※コンテストでは、プレゼンテーションする事業所のほか、農福連携に関心のある事業所等へ広く参加を呼びかける。

(4) 事業プラン等のブラッシュアップ

農福連携等の知見を持った専門家のアドバイス等を行い、プランの実現性や事業の発展性・持続性を高めることを目指し、事業プラン等をブラッシュアップする。

必要に応じて、農業に取り組む事業所や農業者等への見学も実施。

(5) 事業プラン等の広報PR活動

事務局が実施する催事・販売会等での商品販売やプランや事業計画の展示及びPRの機会を提供。また、WEBサイト及びSNS等での広報を実施。

6 応募について

(1) 応募申込 1 事業所 1 エントリーまで

(2) 応募方法 別紙の「エントリーシート（全2枚）」にご記入のうえ、事務局までメールでお送りください。

なお、応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(3) 応募先 NPO法人 兵庫セルプセンター

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター 6階

TEL : 078-414-7311 FAX : 078-414-7312

Mail : contact@hyogo-selp.jp

(4) 応募期限 令和8年2月20日（金）

7 参加条件

(1) 障害福祉サービス事業所（以下「事業所」）であること。

（就労継続支援B型・A型事業所、工賃向上に取り組む生活介護事業所・地域活動支援センター）

(2) 事業の成果として商品等を製造及び販売する場合は、関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。

